

学術大会に係る研究倫理指針

2022年3月9日更新

研究実施に際して、適切に倫理審査を受審することは研究者の責任です。必要な審査を受けずに学会発表を行った場合、演者がその責めを負うこととなります。

研究倫理に関する指針や法令、ならびに以下に示す本学会の指針を参照し、事前抄録、講演のスライドやポスター等、ならびに事後抄録の適切な場所に、倫理審査委員会等の承認を受けた旨、もしくは倫理審査対象外である旨を、以下の例にならって明示してください。本学会は、演題登録時の事前抄録にいずれかの事実が確認できない演題を不採択とします。

例)

- 倫理承認済の研究：
「〇〇大学歯学研究科倫理審査委員会、承認番号 091-0015」
- 倫理審査の対象外の研究等：
「〇〇大学歯学研究科倫理審査委員会より付議不要の返答があった」
もしくは
「倫理審査対象外」

倫理審査の受審が必要な研究

✓ 特定臨床研究

製薬企業等から研究資金等の提供を受け、医薬品等を用いる臨床研究や、未承認・適用外の医薬品等を用いる臨床研究をいいます。厚生労働大臣が認定する認定臨床研究審査委員会の審査が必要です。

✓ 治験

医薬品もしくは医療機器の製造販売に関して、医薬品医療機器等法上の承認を得るために行われる臨床試験をいいます。治験実施機関に設置される治験審査委員会の審査が必要です。

✓ 人を対象とする生命科学・医学系研究

人を対象として、傷病の成因・病態の理解や、傷病の予防・診断・治療方法の改善、有効性の検証を目的とする研究や、ヒトゲノム・遺伝子の構造や機能、遺伝子の変異や発現に関する知識を得ることを目的とする研究をいいます。厚生労働省の研究倫理

審査委員会報告システムに登録された倫理委員会、もしくはそれに相当する国外の委員会の承認が必要です。

✓ **動物実験**

動物実験等のため、研究機関等の施設で飼養・保管している哺乳類、鳥類、爬虫類に属する動物を実験動物とといいます。実験動物を利用する研究は、**研究実施機関の動物実験委員会**の承認が必要です。

倫理審査の受審が不要の研究等

✓ **材料実験等、人や実験動物以外を対象とする研究**

一般に入手可能な細胞（iPS細胞、組織幹細胞等）を用いた基礎的研究も、これに含まれます。

✓ **傷病の成因・病態の理解、傷病の成因・病態の理解や、傷病の予防・診断・治療方法の改善、有効性の検証を目的としない報告等**

単に治療・教育・トレーニングの方法を紹介する発表等をいいます。

✓ **3例以下の症例報告**

症例報告は、未知の病態や稀少症例、薬剤の副作用などの情報共有等を目的とする、研究性のない報告をいいます。通常の診療を超えた処置や検査を行う場合や、通常診療の範囲でも複数の症例の比較検討（統計処理を含む）を行う場合など、研究性がある報告には倫理審査の受審が必要です。

✓ **教職員を対象とする医学研究以外の研究**

施設の医療体制の向上、歯学教育の改善などを目的として教職員等にアンケート調査を行う研究等をいいます。大学など教育機関の教職員が学生を対象に行うアンケート調査は、実施者と対象者が学修成果の評価者対被評価者という非対称な関係にあることから、倫理審査の受審が必要です。学会発表についての対象者の同意も免除されません。

また、教育の場面以外にも、非対称な関係（上記と同様に実施者に対して弱い立場の個人）へ配慮する必要があります。

具体的には自由意志による参加であること、結果を公表する同意を得ていることなどがが必要です。抄録執筆および発表時には十分に留意してください。

✓ **既存の匿名加工情報もしくは非識別加工情報のみを用いる研究**

研究開始前から、個人の識別や個人情報の復元ができない状態に加工された形で存在する情報のみを用いる研究をいいます。研究開始前から存在する情報に、研究目的であらたに匿名加工を施す場合は、倫理審査の受審が必要です。